

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合告示第8号

公 告

汚泥再生処理センター建設工事に係る施工監理等業務委託について、下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので公告します。

平成26年4月4日

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合
管 理 者 加 藤 國 洋

1. 目的

公共工事の品質確保にあたっては、品確法基本方針に定められているとおり、設計及び施工の品質を確保することが重要となっています。

このため「廃棄物処理施設建設工事等の入札・手引き」においても、コンサルタントの選定については、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、技術提案を求め、その優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶこと等を通じ、公共工事全体の品質を確保することとされています。また、同手引きでは、技術力の評価に重きを置いて公募によりコンサルタントを選定する方式として「公募型プロポーザル方式」の実施が推奨されています。

よって本組合においても、よりよい汚泥再生処理センターの施設整備を図るため、同施設の建設工事に係る施工監理等業務委託の受託者選定にあたっては、「公募型プロポーザル方式」により実施するものです。

2. 公募型プロポーザル方式の概要

公募型プロポーザル方式（技術評価型）（以下「公募型プロポーザル方式」という。）とは、汚泥再生処理センター建設工事に関する同種業務の実績を有するコンサルタント（以下「技術提案者」という。）より、幅広い知識及び高度な専門能力に基づく技術提案書を求め、その中から、技術的に最も優秀な者を契約の相手方として特定する方式をいう。

3. 業務の概要

（1）業務の概要

本業務は、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合が発注する汚泥再生処理センター建設工事に伴い必要となる設計施工監理の業務を行うものである。

（2）業務委託名

汚泥再生処理センター建設工事に係る施工監理等業務委託

（3）施行地

山形県最上郡舟形町大字堀内字ユスナゴ1092-36、1092-47

（3）業務の内容及び成果品

契約締結時に提出される「仕様書」による。

（4）履行期間

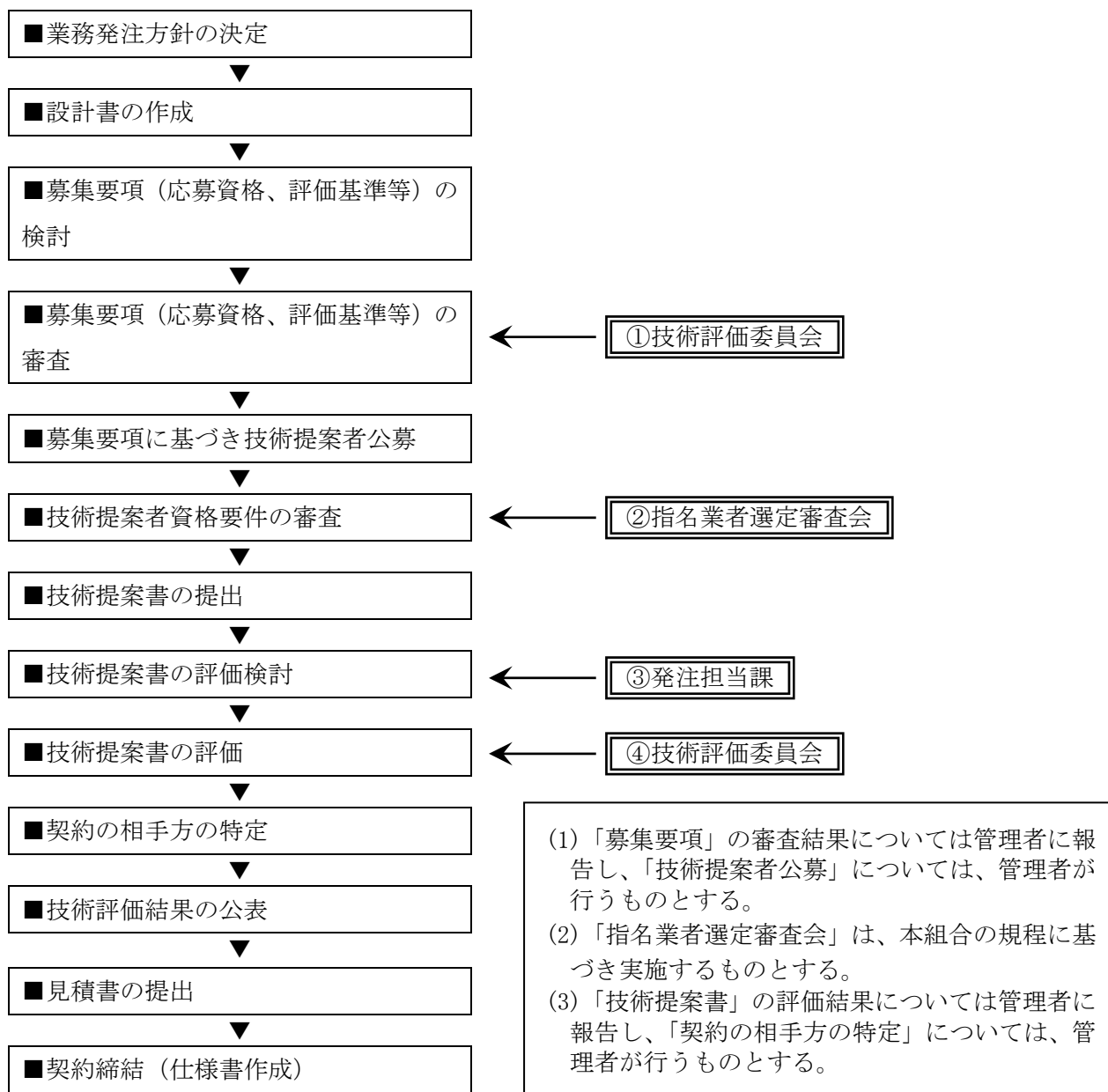
履行期間は、契約締結日から平成28年12月26日までとする。

（5）業務量の目安

本業務委託の予定価格は、25,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）としている。

4. 契約締結までの流れ

公募型プロポーザル方式の選定フローは、以下のとおりである。



※ 技術評価委員会の委員は、事務局長、管理課長、水道課長、下水道課長及び環境衛生課長をもって組織する。

5. 契約締結までの日程

(1) 公告	平成26年4月 4日
(2) 質問の受付期限	平成26年4月17日
(3) 質問回答日	平成26年4月22日
(4) 参加申請書提出期限	平成26年4月30日
(5) 資格要件の審査結果通知	平成26年5月 7日
(6) 技術提案書の提出期限	平成26年5月16日
(7) 契約の相手方の特定	平成26年5月20日 (予定)
(8) 見積書の提出	平成26年5月23日 (予定)
(9) 契約締結 (仕様書作成)	平成26年5月30日 (予定)

6. 応募資格

本業務の技術提案者は、次に掲げる応募資格要件をすべて満たし、かつ、指名業者選定審査会の審査を受けなければならない。

(1) 応募資格要件

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②公告日から契約の相手方の特定日までの期間中に、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合建設工事等請負業者指名停止要綱（以下「指名停止要綱」という。）の規程に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ③本組合の平成24・25年度入札参加資格者名簿（平成26年5月31日まで有効）に登録されている者であること。
- ④納期限の到来した法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑤下記の各法律の規定による各申立てがなされていない者であること。
 - ア. 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産の申立て
 - イ. 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の事例によることとされている更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）
 - ウ. 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て

- ⑥建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定による登録を有し、かつ、廃棄物部門に登録を有する者であること。
- ⑦建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑧技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士（衛生工学部門）の資格を有し、かつ、循環型社会形成推進交付金による35kℓ/日以上汚泥再生処理センター建設工事（新設、更新又は改造）の設計施工監理業務の実務経験（実施中を含む）を有する者を管理技術者、照査技術者又は担当技術者のいずれかに配置すること。
- ⑨⑧に掲げる配置技術者は、応募者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3カ月を経過していなければならない。
- ⑩東北管内に支店、支社、営業所等を有し、かつ、東北管内の支店長等に契約に関する委任行為がなされていること。
- ⑪暴力団排除に関する誓約書を提出していること。
- ⑫募集要項の公表期間内に募集要項データを収録したCD-Rを購入していること。

7. 募集要項について

募集要項は、技術提案書を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。なお、本組合が今後配布する資料及び質問回答書は、募集要項と一体のものとし、募集要項を補完・修正するものである場合には、募集要項より優先するものとする。

(1) 事務局

本業務委託の技術提案者を公募するにあたっての事務局は、以下のとおりとする。

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 環境衛生課

郵便番号：999-4555

住所：山形県尾花沢市大字毒沢地内（環境衛生センター）

TEL：0237-25-2737

FAX：0237-25-2359

E-mail：kankyo_e@city.obanazawa.yamagata.jp

ホームページ：<http://www.kankyo-e.net/>

(2) 募集要項の公表

- ①公表日：公告日から平成26年4月30日まで

②公表方法：データを収納したCD-Rを事務局で販売する。

(3) 募集要項説明会

説明会は実施しない。

(4) 募集要項に対する質問回答

募集要項の内容に対する質問を、次のとおり受け付ける。

①受付期間：公告日から平成26年4月17日まで

②提出方法：質問のある者は、【様式-1】に、その内容を簡潔に記載し、受付期間中に事務局宛に電子メールにて送信すること（メール件名：汚泥再生処理センター施工監理等業務委託募集要項質問提出）。持込み又は郵送による書類、口頭、電話等による質疑は受け付けない。質問受付の終了時刻に関しては着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。事務局は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

③質問回答：平成26年4月22日に電子メールにて回答する。ただし、質問提出者名の公表はしない。

(5) 既存施設の現場確認

既存施設状況の確認を次のとおり受け付ける。

①期間：公告日から平成26年5月16日（土日祝日は除く）まで

②時間：午前（9：00～12：00）、午後（1：00～4：00）

③申込方法：【様式-2】に記載し、電子メールにて送信すること（メール件名：汚泥再生処理センター施工監理等業務委託現場確認申込）。申込は本組合からのメールでの回答をもって完了するものとする。また、原則として、希望日の2日前までに送信すること。

④申込先：事務局

⑤その他：複数回の現場確認も可とする。申込希望日が重なった場合、本組合の都合等で確認できない場合などは、調整を行うものとする。

8. 応募資格要件の審査

技術提案を行おうとする技術提案者（以下「応募者」という。）は、応募に関する資格要件の審査申請書類を事務局に提出し、資格の有無について審査を受けるものとする。

(1) 資格審査申請書類の構成

資格審査申請書類の構成は、次のとおりとする。

①資格審査申請書【様式-3】

ア. 法人税、消費税及び地方消費税（未納額なし証明書の写し）を添付すること。

イ. 暴力団排除に関する誓約書【様式－４】を添付すること。

②配置技術者調書【様式第５号】

ア. 技術士登録証明書の写しを添付すること。また、技術者の直接的かつ恒常的雇用関係を証明する書類として、健康保険被保険者証（写し）又は雇用保険被保険者証（写し）のいずれかを添付すること。

イ. 応募資格要件にある実務経験を証明できる書類として、契約書（写し）及び仕様書（写し）を添付すること。

（２）資格審査申請書類の提出期間・提出方法

①提出期間：公告日から平成２６年４月３０日まで

②受付時間：午前９時から午後５時（ただし、正午から午後１時まで及び、土日祝日を除く。）

③提出方法：提出期間中に事務局へ持参又は郵送（書留又は配達記録郵便）すること。受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

（３）資格審査基準日

「６．（１）」に掲げる応募資格要件の資格審査基準日は資格審査申請書類の提出日とする。

（４）資格審査結果の通知

資格審査の結果については、平成２６年５月７日以降に応募者に対し、資格審査結果通知書により通知する。また、応募資格が認められなかった者には、理由を付して通知する。

（５）応募資格が認められなかった理由の説明要求及び回答

資格審査の結果、応募資格が認められなかった応募者は、その理由について、本組合が通知した日から起算して３日以内（土日祝日は除く）に書面（任意様式）により説明を求めることができる。本組合は応募資格が認められなかった理由を、当該請求を行った応募者に対し、速やかに書面により通知する。

（６）応募資格の喪失

資格審査の結果、応募資格有と認められた応募者が、資格審査後から契約の締結までの期間に、応募資格要件を欠くような事態が生じた場合及び各提出書類に虚偽の記載をしたと認められた場合には、同応募者の応募資格を取り消す。

（７）応募者が１社のみでの取扱い

応募者が１社である場合も、資格審査を行い、技術提案を求め、評価作業を行うものとする。

9. 技術提案書の作成

「8. (4)」の通知により応募資格有と認められた技術提案者は、次の事項に留意し技術提案書を作成するものとする。

(1) 技術提案書の作成及び留意事項

技術提案書は、表1に示す様式(様式-6~12、A4版)に提案内容を記載し作成するものとする。なお、技術提案書について、業務実績等が無い場合であっても、「該当なし」と記載し提出すること。

表1 技術提案書様式

提出書類	留意事項
技術提案書 【様式-6】	提出者は、支店長等名とすること。以下の様式についても同様とする。
会社の業務実績 【様式-7】	過去の同種業務実績(実施中を含む)件数を記載すること。同種業務とは、循環型社会形成推進交付金による汚泥再生処理センター建設工事(新設、更新又は改造)の設計施工監理業務実績(実施中を含む)をいう。
技術者の配置 【様式-8】	配置する技術者について記載すること。
配置技術者の実務実績 【様式-9】	配置技術者の実務実績(実施中を含む)を記載すること。A4版で枚数の制限なしとする。
業務実施体制 【様式-10】	取り組み体制の特徴・意欲について、具体的に記載すること。A4版2枚以内とする。
技術提案1 【様式-11】	評価テーマ1に対する技術提案として、具体的に記載すること。A4版2枚以内とする。
技術提案2 【様式-12】	評価テーマ2に対する技術提案として、具体的に記載すること。A4版2枚以内とする。
見積書 【様式-13】	契約の相手方として特定された技術提案者は、本業務に係る見積書(内訳書添付)を提出すること。

(2) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

1 0. 技術提案書の提出期間・提出方法

- ①提出期間：資格審査結果通知書日から平成26年5月16日まで
- ②受付時間：午前9時から午後5時（ただし、正午から午後1時まで及び土日祝日を除く。）
- ③提出方法：提出期間中に事務局へ持参又は郵送（書留又は配達記録郵便）すること。受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。
- ④辞退届：技術提案を辞退する場合は、書面（任意様式）により辞退届を提出すること。提出期間等については、①から③と同様とする。

1 1. 技術提案書の評価基準・評価方法

（1）評価基準について

技術提案書の評価項目及び配点は、表2に示すとおりとする。また、評価点を算出する方法として、表3に示すとおり、評価ランクに応じた評価係数を設けることとする。

（2）評価ランクの決定について

表3に示すAからEまでの評価ランクについては、技術評価委員会が技術提案書の内容を審査・評価し、評価項目ごとに評価ランクを決定するものとする。

（3）評価点の算出方法

技術評価委員会は、（2）の審査・評価を経て、表2に示すとおり、配点（イ）に評価係数（ロ）を乗じて、評価項目ごとに各評価点を算定する。

（4）技術点の算出方法

技術評価委員会は、（3）により算定した各評価点を合計して、技術点を算出する。

（5）失格について

技術提案書に記載する事項について、虚偽記載をした技術提案者は、失格とする。

表2 評価項目及び配点

技術評価	評価項目	評価の視点	評価指標	配点(イ)	評価係数(ロ)					評価点(イ)×(ロ)	
					A 1.00	B 0.75	C 0.50	D 0.25	E 0.00		
① 企業評価	業務実績(その1)	当該業務分野で、東北管内での会社としての業務実績は多いか	過去の同種業務の実績の数(東北管内)	12						様式-7	
	業務実績(その2)	当該業務分野で、全国での会社としての業務実績は多いか	過去の同種業務の実績の数(全国)	8						様式-7	
	①小計			20							
② 技術者評価	実務実績	管理技術者	当該業務分野での実務実績は多いか	過去の同種業務の個人実務実績の数	10						様式-9
		照査技術者	同上	同上	10						様式-9
		担当技術者	同上	同上	10						様式-9
	②小計			30							
③ 技術力評価	業務実施体制	良好な成果が期待できる体制であるか	取組み体制の特徴・意欲	10						様式-10	
	技術提案1(評価テーマ1)	評価テーマ1に対する技術提案	技術提案1の的確性	14						様式-11	
	技術提案2(評価テーマ2)	評価テーマ2に対する技術提案	技術提案2の的確性	26						様式-12	
	③小計			50							
①+②+③技術点 合計				100							

表3 評価係数について

評価ランク	評価	評価係数
A	優秀である・高度の能力を有している	1.00
B	満足できる・十分な能力を有している	0.75
C	平均的である・特に不満な点はない	0.50
D	物足りなさを感じる・能力が若干乏しい	0.25
E	まったく満足できない・任せることが不安である	0.00

1 2. 契約の相手方の特定

管理者は、技術提案者のうち「1 1. (4)」により算定された技術点の合計点数が、最も高い者を契約の相手方として特定する。

1 3. 技術評価結果の公表

(1) 技術評価結果の公表について

契約の相手方の特定後、技術評価結果については、速やかに公表するとともに、その結果を各技術提案者に通知する。また、技術評価結果については、次の事項を公表するものとする。

- ①技術提案者名
- ②各技術提案者の技術点

(2) 技術評価結果の説明要求及び回答

技術提案者は、公表された技術評価結果について、公表した日から起算して5日以内（土日祝日は除く）に書面（任意様式）により、説明を求めることができる。本組合は説明の要求があった場合は、当該技術提案者に、当該書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土日祝日は除く）に書面により回答する。

1 4. 契約締結について

(1) 見積合わせについて

管理者は、契約の相手として特定された者に対して、見積書の提出を求め、見積金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が、「3. (5)」に示す予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の範囲内であることを確認する。

(2) 仕様書の作成について

管理者は、(1)の見積合わせ後、契約の相手として特定された者に対して、技術提案書に基づく仕様書の作成を求め、その仕様書が技術提案書に基づく内容となっていることを確認する。

(3) 契約締結について

契約は、(1)、(2)の手順を経なければ締結できないものとする。

(4) 契約条件について

- ①契約保証金：免除する。
- ②契約書：契約書に記名押印し、本業務委託の契約締結とする。
- ③支払条件：契約時の協議による。
- ④契約無効：契約時に応募資格のない者とは契約できない。

(5) 契約しない場合の取扱い

契約の相手として特定された者が、正当な理由がなく契約しない場合については、指名停止要綱に基づき指名停止の措置を行う。

(6) その他

①契約の相手方として特定されたものが、契約締結までの間に指名停止を受けた場合、技術提案書に虚偽記載をしたことが発覚した場合又はその者と契約を締結することが著しく不適当と認められる場合は、当該特定者を失格とし、「11. (4)」により算定された技術点の点数が、次に高い技術提案者を契約の相手方として特定する。

②契約締結後、技術提案書に虚偽記載があったことが発覚した場合は、契約を解除することがある。

③①、②の措置は、管理者が決定するものとする。

15. その他留意事項

(1) 技術提案書の評価

評価は、技術提案者の技術提案書により評価するものとし、提案内容を超える評価はしない。ただし、提出された様式及び添付資料が不鮮明で読み取れない場合や誤字脱字がある場合などには、事実確認のため、発注者が技術提案者へ問い合わせることがある。なお、事実確認を行うことで、技術提案書を修正するものではない。

(2) 実績等の評価に関する取扱い

①企業評価、技術者評価の各評価項目において、照合する本組合資料と相違がある場合は、本組合資料の内容を再精査する。

②発注者は技術提案書の記載内容、挙証資料等で評価を行う。

(3) 配置技術者の取り扱い

配置技術者の変更は原則として認めない。ただし、契約後に配置技術者が長期病休、退職等の真にやむを得ない事情で、発注者が認めた場合はこの限りではない。

①契約前

技術提案書に記載した配置技術者を配置出来ない場合は、契約できない。

②契約後

契約締結後、やむを得ず配置技術者を変更せざるを得ない場合は、原則として、変更前の配置技術者と同等以上の評価を有する技術者を配置しなければならない。

(4) 履行の確保

契約者の技術提案書については、契約書に添付し、その履行を確保するものとする。また、業務の履行確認・検査にあたっては、評価した技術提案書の内容を満たしていることを確認するものとする。なお、契約者の提案した技術提案が、当該契約者の責により達成できなかった場合は、技術点を再評価の上、達成度合いに応じた契約金額に減額変更を行うものとする。減額変更の決定は「技術評価委員会」で行うこととする。

(5) 達成度合いに応じた契約金額の算定方法

$$C' = \beta / \alpha \times C$$

C : 当初（変更がある場合には変更後）の契約金額（円）

α : 当初の技術点

β : 評価項目における技術提案の達成度合いに応じた再評価点の合計（再評価技術点）

C' : 達成度合いに応じた契約金額（円）

(6) 本募集要項に定めのない事項について

本募集要項に定めのない事項については、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合汚泥再生処理センター建設工事に係る設計施工監理業務公募型プロポーザル方式実施要綱及び尾花沢市大石田町環境衛生事業組合汚泥再生処理センター建設工事に係る設計施工監理業務委託公募型プロポーザル方式における技術評価委員会設置要領に定めるところによる。

技術提案に係る評価テーマについて

評価テーマ1：設計監理の要点

評価テーマ2：施工監理の要点